

平成 30 年(2018 年)9 月 27 日

京田辺市長 石 井 明 三 様

京田辺市特別職報酬等審議会  
会 長 米 田 泰



京田辺市特別職の報酬等の改定について (答申)

平成 30 年 8 月 28 日付け京職第 204 号で諮問のあった市議会議員の報酬改定について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

記

1 答申

次の理由に基づき、現行の市議会議員の報酬について、改定を行うことが適当であるとの結論に達した。

- (1) 本市における行財政需要の増大とその多様化に伴い、市議会議員の果たす責任の重要性、特殊性を考慮しての改定
- (2) 社会経済情勢の変動の中で、物価指数、賃金の改定並びに一般職の職員の給与改定等を考慮しての改定
- (3) 人口規模及び財政規模から見た類似団体市及び府内市の議員報酬と比較した場合の均衡を考慮しての改定
- (4) 市制施行 20 年を経て、これまでのまちづくりの評価と今後の議会改革、市議会議員活動への大いなる期待を込めての改定

2 改定額

	今回改定	改定前
議 長	515,000円	500,000円
副議長	430,000円	405,000円
委員長	405,000円	380,000円
議 員	400,000円	375,000円

3 改定の時期

改定の時期は、平成 31 年 4 月 1 日から実施することが適当であるとの結論に達した。

(附帯意見)

今回の市議会議員の報酬改定を答申することに関連して、議員の費用弁償等のあり方について、他市の状況等を十分に踏まえ、議会改革の一環として、市議会できり組まれることを期待します。

また、本答申に基づき、報酬額の引上げの条例改正案が議会に提出された場合は、議会において慎重に審議いただく中で、議員の全会一致で可決されることを希望する旨、重ねてお伝えいただきますよう申し添えます。